

「高津川の魅力あふれる川づくり懇談会」 規約

（名称）

第1条 本会は、「高津川の魅力あふれる川づくり懇談会」（以下「懇談会」という。）と称す。

（目的）

第2条 本懇談会は、「高津川水系河川整備計画（案）【大臣管理区間】」の策定にあたり、河川法第16条の2第3項に規定する学識経験者等の意見を聴く場として、国土交通省中国地方整備局長（以下「局長」という。）が設置する。

（組織等）

第3条 懇談会の委員は、局長が委嘱する。
2 懇談会は、別表に掲げる委員で構成する。
3 委員の任期は、原則として整備計画が出来るまでとする。

（会議）

第4条 懇談会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを定める。
2 委員長は、会務を掌理する。
3 委員長に事故あるときは、当該懇談会に属する委員のうちから委員長があらかじめ指名するものが、委員長の職務を代理する。

（会議の招集）

第5条 懇談会は、委員長が招集する。
2 懇談会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。
3 懇談会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（公開）

第6条 懇談会の公開方法については、懇談会で定める。

（事務局）

第7条 懇談会の事務局は、中国地方整備局浜田河川国道事務所に置く。

（規約の改正）

第8条 本規約の改正は、委員総数の3分の2以上の同意を得て行うものとする。

（その他）

第9条 この規約に定めるほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、懇談会で定める。

（付則）

この規約は平成18年10月20日より施行する。